

申込日 年 月 日

DXE株式会社 宛

JWNET加入申込書（団体加入用）兼JWNET-EDI連携サービス申込書

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(以下、JWセンターという。)の「電子マニフェスト加入規約」及び添付の「JWNET-EDI連携サービス利用規約」に承諾し、DXE株式会社を利用代表者としてJWセンターが提供するJWNETサービスに申し込みます。

電子マニフェスト加入規約 [<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/youshiki/procedure/kiyaku.html>]

加入者 (ご契約者)	(フリガナ)		
	名称		
	(フリガナ)		
	代表者名		
	住所	〒	
	TEL	—	—
事務ご担当者 <small>代表者と異なる場合のみご記入下さい。</small>	(フリガナ)		
	氏名		
	TEL	—	—
連絡先メールアドレス(※1)		業種(※2)	

(※1) 連絡先メールアドレスは、JWセンターからの手続きやシステム等に関する重要なお知らせの配信先ですので、必ずご記入下さい。
(※2) ご記載ない場合は、弊社にて設定致します。

JWNETで加入者情報の公開をご希望の方は以下のご記入もお願い致します。

加入者名と、以下のURLにて加入者情報の公開を希望します。 加入者名のみ公開を希望します。

<https://>

■注意事項

- DXE株式会社を利用代表者として加入した加入者番号は、DXEサービスを利用した取引のみで使用可能です。万が一、DXEサービスを利用しない取引による使用が明らかになった場合はJWNETからの請求に基づいて別途使用料をお支払頂くこととなりますので予めご了承下さい。
- DXE株式会社を利用代表者として加入した加入者番号が、加入後18ヶ月に亘りDXEシステムの利用がない状態が継続した場合、次に到来する12月末時点をもって、団体加入取消しの手続きを行うものとします。
- 連絡先メールアドレスは必ずご記入ください。ご記入いただけない場合は、受付出来かねますのでご了承ください。
- お申込み後は弊社にて順次手続き致します。手続きが完了しますと連絡先メールアドレス宛で加入者番号、仮パスワードのメールが届きますのでご確認ください。通常1～2週間で手続きは完了致しますが、メールが届かない場合はDXE株式会社にお問い合わせください。
- 加入後に加入証が必要な場合は、JWNETにログインしてお客様自身にて印刷いただきますようお願い致します。

利用規約に同意し、上記の内容で申し込みます。
お客様ご確認欄 (ご記入頂いた方のフルネームサインをお願い致します)

DXE株式会社記入欄

収集運搬業者	2039746 いわて県北クリーン株式会社 様
--------	----------------------------

JWNET-EDI連携サービス利用規約

第1条 (目的)

本規約は、DXE株式会社（以下「当社」という）が所有する「DXE Station」（以下「当社システム」という）を使用し、お客様（以下「契約者」）が排出した産業廃棄物に関するマニフェスト情報を公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「振興センター」という）の運営する電子マニフェストシステム（以下「JWNET」という）へEDI方式でデータ連携し登録するサービス（以下「本サービス」という）について定めます。

第2条 (サービス内容)

1. 当社は、契約者から排出される産業廃棄物に関するマニフェスト情報について、収集運搬業者と契約者の相互に確認した内容で、振興センターの指定する「EDI方式電子マニフェストシステム接続仕様書」に従って構築された機能を有する当社システムを経由してJWNETへマニフェスト情報を登録します。
2. 契約者は、本サービスで登録されたマニフェスト情報について、前項で確認した内容と相違がないことをJWNETのWeb方式等を利用して確認する必要があります。
3. JWNETへ報告する廃棄物情報等の内容については全て排出事業者である契約者の責に帰します。

第3条 (利用料)

本サービスは無料で提供します。

第4条 (利用申込)

1. 契約者は、別途JWNETへ加入する必要があります。
2. 契約者は、本規約に同意の上、振興センターが定めるEDI方式利用開始に必要な利用申込について、当社所定の申込書への記入・提出または当社が提供するWEB申込フォームへの入力・送信により申込みを行うものとします。
3. 当社は、契約者からの利用申込についてこれを承諾した場合、速やかに振興センターへEDI利用申込の手続きをおこないます。

第5条 (契約成立)

利用契約は、振興センターから契約者へEDI利用申込完了の通知がなされたときに成立します。

第6条 (利用開始)

当社は、利用契約の成立後、速やかに当社システムを調整し、本サービス利用を開始できるようにします。

第7条 (当社の義務及び報告等)

1. 当社は、契約者の本サービスの利用を不当に妨げないよう、当社システムを維持管理します。
2. 当社は、契約者の了承を得ることなく本システムの仕様、規格を変更することがあり、契約者はこれを承諾するものとします。
3. 当社は、機密情報の漏洩、紛失等発生したときは、その原因如何に関わらず、速やかに書面もしくはその他の方法にて、契約者に報告をします。

第8条 (秘密保持)

1. 契約者及び当社は、口頭又は書面を問わず、相手方から開示を受けた情報（以下「機密情報」という）を相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示又は漏洩し、若しくは本サービス以外の目的に使用してはなりません。
2. 本条の義務は、利用契約終了後といえども、有効に存続するものとします。

第9条 (暴力団等の排除)

1. 契約者及び当社は、個人であると団体であることを問わず、本契約締結時において次の各号のいずれにも該当しないことを保証するとともに、本契約締結時以降においていずれかに該当することとなった場合又は時期を問わず虚偽の保証をしたことが明らかとなった場合は、相手方は何らの催告を要しないで本契約を解除することができます。
 - ① 契約者又は当社が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなってから5年を経過しない者、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、総称して「暴力団等」という。）であること。
 - ② 契約者又は当社の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が暴力団等であること、又は暴力団等であったこと。
 - ③ 契約者又は当社、契約者又は当社の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が暴力団等への資金提供を行ったことがあること、又は暴力団等と密接な交際があること若しくは暴力団等と密接な交際があったこと。
 - ④ 契約者又は当社、契約者又は当社の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が暴力的ないし威迫的な犯罪を行ったとして公に認識され、若しくは報道その他により一般に認識された者であること、又はこれに該当する者とかかわり、つながりがあること若しくはこれに該当する者とかかわり、つながりがあったこと。

- ⑤ 契約者又は当社が本契約の履行のために契約する者が前各号のいずれかに該当すること。
 - ⑥ 契約者又は当社が自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、又は自らの関係者が暴力団等である旨を伝えること。
 - ⑦ 契約者又は当社が自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いること。
 - ⑧ 契約者又は当社が自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉や信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為を行うこと。
 - ⑨ 契約者又は当社が自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為を行うこと。
2. 契約者又は当社は、前項の規定により本契約を解除したことにより相手方当事者に損害が生じた場合であっても一切の賠償又は補償をすることを要しないものとします。
3. 第1項の規定により本契約を解除された当事者は、当該解除により生じた相手方の損害を賠償するものとします。

第10条（責任及び損害賠償）

契約者は、契約者が本サービス利用に関連して発生したいかなる損失や損害に対しても、当社に対して、一切の損害賠償を請求することができないものとします。

第11条（有効期間）

利用契約の有効期間は、利用契約の成立から1年間とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに相手方に対して解約の意思表示がない場合は、更に1年間自動的に更新され、その後も同様とします。

第12条（サービスの一時休止）

当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を一時的に休止することができます。

- ① 当社または当社の指定した業者の電気通信設備の保守上、又は工事上やむを得ないとき
- ② 当社または当社の指定した業者の電気通信設備に障害が発生したとき
- ③ その他当社がやむを得ないものと認める事由があるとき

第13条（サービスの停止）

当社は、本サービスを停止しようとするときは3ヶ月前までに契約者に対し書面によりその予告をします。

第14条（内容の変更等）

当社は、契約者の了承を得ることなく本規約を変更することがあり、契約者はこれを承諾するものとします。本規約を変更するときは、当社が適当と判断する方法で契約者に通知します。

第15条（別途協議）

本規約に定めのない事項又は本規約に関して疑義が生じた場合、お互いに誠意をもって協議し、解決するものとします。

第16条（合意管轄）

本規約に関し、契約者と当社間に紛争が生じ、それを裁判によって解決する場合には、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

付 則 本規約の発効

本規約は本則中第5条に定める利用契約の成立時より効力を発します。

2022年6月1日 発行

2026年5月12日 改定